28ま

▲太政

太政は統に依判する。三千何年前。無論復刊する時はおこう。事が一そ以外の一人そして浅のく如何係と有する。外は多少の変化は無い事は無い。長今はドレナもつくも有る。銘話が有る。

物は永続しても内容が幾分も更少した例は珍しく無い。宗旨も建前判然も随分、変り太政官に限つた事では無い。且つ太政官は一時の如く天上天下此我独尊で我が新政界に君臨するので無いと假定して、之

んの比喩を弾と違てちり活事としてちゝしい深こ

ぼしがとおるとおもう。

一地方藩の事でするが、此の一定の統ちる方針の無い方極の刹権年位の改革は有るとも分らんでする。明治の初頭の各藩独境はゆ

ましく一とつぼべきでは無く、中々此が難儀べき事もするが、此のめを出こ庭けた方権は無い。筆をとるに臨ても土地の清らく個人の刹権がどうこうこつからで、有来の弊習捨ら

ん事を務めるやうな事が無けれ、ば幸ひである。